

## 第1 安心して子どもを産み育てることのできる環境の整備

次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するため、子育てに係る支援策を充実させるなど、総合的な子ども・子育て支援を推進する。

### 1 子ども手当の充実 1兆7,375億円(1兆4,722億円)

次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するため、中学校修了前の子どもを対象に支給されている子ども手当について、財源を確保しつつ、既に支給している子ども手当「1万3千円」から上積みする。上積み分については、地域の実情に応じて、現物サービスにも代えられるようにする。

(注1) 概算要求額については、平成22年度予算の負担ルール(子ども手当の一部として、児童手当法に基づく児童手当を支給し、児童手当分については、児童手当法の規定に基づき、国、地方、事業主が費用を負担)を当てはめて国庫負担額を要求。財源構成等については、子ども手当等に関する四大臣合意(平成21年12月23日。国家戦略担当・内閣府特命担当大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣)に基づき予算編成過程で検討し、結論を得る。

なお、児童養護施設に入所している子どもへの対応、海外に居住する子どもへの対応等についても、予算編成過程で検討し、結論を得る。

(注2) 子ども手当の上積み分の取扱いについては、現物サービス(子ども・子育てビジョンに基づく保育所の整備を含む)への代替も含めて、予算編成過程で検討し、結論を得る。

### 2 待機児童の解消に向けた保育サービスと放課後児童対策等の充実 4,826億円(4,575億円)

#### (1) 待機児童解消策の推進など保育サービスの充実

4,088億円(3,881億円)

待機児童の解消を図るため、保育所等の受入児童数の拡大を図る。また、保護者や地域の実情に応じた多様な保育サービスを提供するため、家庭的保育(保育ママ)や延長保育、休日・夜間保育、病児・病後児保育などの充実を図る。

#### (2) 放課後児童対策の充実

344億円(274億円)

総合的な放課後児童対策(放課後子どもプラン)の着実な推進を図るとともに、保育サービスの利用者が就学後に引き続きサービスを受けられるよう、放課後児童クラブの

箇所数の増（24,872 か所→25,591 か所）や開設時間の延長の促進など、放課後児童対策の拡充を図る（「小1の壁」の解消）。

### **(3)すべての子育て家庭に対する地域における子育て支援対策**

**394億円(419億円)**

子育て中の親子の交流の場の提供や子育てに関する相談、情報提供、助言その他の援助を行う地域子育て支援拠点や、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児に対する一時預かり等について、身近な場所への設置を促進する。

## **3 出産に関わる経済的負担の軽減**

平成22年度までの措置として支給額を4万円引上げ、原則42万円を支給している出産育児一時金については、妊産婦の経済的負担の軽減を図る等の観点から、関係者により御議論いただき、その結果を踏まえ、予算編成過程において検討する。

## **4 母子保健医療対策の充実**

**372億円(317億円)**

### **(1)不妊治療への支援等**

**123億円(81億円)**

不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成する（1回あたり15万円を年2回、通算5年までのところを、年3回まで（通算5年、通算10回を超えない）、所得制限の緩和）などの支援を行う。

また、妊婦健康診査支援基金については、期限延長等について検討する。

### **(2)小児の慢性疾患等への支援**

**162億円(147億円)**

小児期における小児がんなどの特定の疾患の治療の確立と普及を図るとともに、患者家庭の医療費の負担を軽減する。また、未熟児の養育医療費の給付等を実施する。

### **(3)周産期医療体制等の充実(後述・47ページ参照)**

**85億円(87億円)**

## 5 ひとり親家庭の総合的な自立支援の推進

1,891億円(1,799億円)

### (1)ひとり親家庭の就業・生活支援等の推進 37億円(36億円)

母子家庭等の自立を推進するため、地域の実情に応じた就業支援・生活支援の事業を推進する。また、ハローワーク等と連携し、個々の家庭の状況・ニーズに応じた自立支援プログラムを策定する事業については、父子家庭についても当該事業の対象にするなどの充実を図る。

### (2)マザーズハローワーク事業の拡充 22億円(21億円)

事業拠点の増設(163か所→168か所)等、マザーズハローワーク事業を拡充する。

### (3)自立を促進するための経済的支援 1,822億円(1,729億円)

ひとり親家庭の自立を支援するために児童扶養手当を支給する。また、母子家庭や寡婦の自立を促進するため、技能取得等に必要な資金の貸付けを行う母子寡婦福祉貸付金による経済的支援を行う。

## 6 児童虐待への対応など要保護児童対策等の充実

905億円(897億円)

### (1)虐待を受けた子ども等への支援 848億円(841億円)

#### ①地域における体制整備

市町村における児童虐待防止対策の推進を図るため、乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)等について引き続き支援を行うとともに、相談対応職員の専門性の向上等を図る。

#### ②児童相談所における体制の強化

困難事例への対応や市町村への支援を行う児童福祉司等のサポート職員を配置し、児童相談所の体制強化を図る。

#### ③児童家庭支援センターの拡充

子どもや保護者に対する相談・支援体制を強化するため、児童家庭支援センターの箇所数を増加させる(104か所→108か所)とともに、当該センターにおける心理療法担当職員による支援体制の強化を図る。

**④要保護児童等に対する社会的養護の充実**

**845億円(838億円)**

虐待を受けた児童など要保護児童等が入所する児童養護施設等や里親について受け入れ児童数の拡大を図るとともに、施設におけるケア単位の小規模化等を推進する。

**(2)配偶者からの暴力(DV)防止**

**58億円(56億円)**

婦人相談所の指導的職員に対する研修体制を充実させるとともに、当該相談所における一時保護委託の充実を図る。

**7 育児休業、短時間勤務等を利用しやすい職場環境の整備**

(後述・42ページ参照)

**98億円(98億円)**